

移民・難民の子どものいのちを守る基金 ～セーフティネットからこぼれ落ちる子育て世帯へ～

Q&A

**在留資格や生活の困窮度合いは分かりませんが、困っている外国籍の方がいます。
その方は今回の対象となりますか？**

申請時に申込書の必要項目（在留資格、生活困窮度、家族構成等）に、
当該情報を記載いただく必要があります。

生活保護制度を利用できない条件について教えてください。

次の在留資格もしくは在留資格がない場合は、生活保護制度を利用できません。

就労 文化活動 短期滞在 留学 就学 研修 家族滞在 特定活動 仮放免 仮滞在

具体的な給付金額を教えてください。

例1：子ども3人（15歳、12歳、9歳）の場合、計7万円支給となります。

「3万円+2万円×2=7万円」

例2：子ども5人（20歳、17歳、14歳、10歳、8歳）、妊娠中の場合、計10万円支給となります。

「3万円+2万円×3+1万円=10万円」

同居する子どもがいない移民・難民の妊婦は支給対象になりますか？

胎児1人につき1万円の給付をさせていただきます。

例：双子を妊娠中の場合は2万円の給付となります。

本基金の第1弾・第2弾で給付を受けた世帯を、再度申請しても大丈夫ですか？

同一世帯の再申請は妨げません。

振り込み時期はいつになりますか？

10月上旬を予定しておりますが、申し込み状況によっては多少前後する可能性がございます。

支援の対象となる方々を知っているのですが、

オンラインではなく、直接LIPより現金の手渡しすることは可能でしょうか。

その方のご状況次第では可能です。そういう方がいらっしゃる場合には下記の問い合わせ先よりご連絡頂けると幸いです。別途対応方法をご連絡いたします。

主催・問い合わせ先

Living in Peace

認定NPO法人Living in Peace

〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町第一平和ビル地下1階F画

公式HP: <https://www.living-in-peace.org/>

Email: emg [at] living-in-peace.org